

いじめ重大事態調査結果の公表に関する ガイドライン

令和7年7月

草津市教育委員会

1 公表ガイドラインについて

この公表ガイドラインは、草津市教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定するいじめ重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本の方針や手続き等を明らかにするとともに、それらをいじめ被害を訴えた対象児童生徒およびその保護者等に対し、わかりやすく伝えることを目的とするものです。

2 公表に係る基本の方針

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、調査結果を「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい」とされています。

また、公表については、「当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機」となり、他方で「個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない」とされています。

さらに、公表方法等について、「調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる」とされています。

草津市教育委員会は、上記の国の方針に則り、調査結果を公表するにあたり、必要な事項を定めます。

3 公表の意義(目的)

社会全体でいじめ防止対策について考える契機となり、同種事案の再発防止や他のいじめ防止に役立てることができます。

4 調査結果の公表に係る手順

(1) 対象児童生徒（被害）側の意向確認

- ・公表の意義および公表によって考えられる懸念点、「5. 公表内容および方法等について」の事項について丁寧に説明し、対象児童生徒およびその保護者の公表に係る意向を確認します。
- ・確認にあたっては、対象児童生徒またはその保護者のいずれかが公表を望まない場合には、原則として公表は行いません。

(2) 公表に係る有識者の意見聴取

- ・草津市教育委員会は、草津市学校問題サポートチーム会議等の有識者に公表内容等に係る意見を求めます。

(3) 公表に向けた教育委員会の判断

- ・上記(1)、(2)の結果を踏まえ、草津市教育委員会が公表の可否および公表する場合の公表内容について判断します。
- ・なお、原則として一度非公表と判断した場合は、再検討は行いません。

(4) 公表に際しての説明

- ・公表を行う場合は、対象児童生徒（被害）側および関係児童生徒（加害等）側に公表内容およびその方法について説明します。

5 公表内容および方法等について

(1) 公表内容

- ・情報公開に関する法令等に基づき、草津市教育委員会において公表版を作成し、これを公表内容とします。
- ・公表版は、個人情報保護の観点や事案の性質等により、下記①、②のいずれかとし、草津市教育委員会が草津市学校問題サポートチーム会議等の有識者の意見も踏まえ、決定します。

① 調査報告書の概要版

② 公表を行わないこととした部分をマスキング等で加工した調査報告書

- ・公表における個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法および草津市情報公開条例（平成16年12月27日条例第21号）等に照らして、適切に判断します。

(2) 公表方法

- ・草津市ホームページへの掲載による公表とします。

(3) 公表期間

- ・公表期間は原則6か月とします。